

令和8年度第1回広島県生涯学習審議会 議事録

令和8年5月25日

広島県教育委員会

令和8年度第1回広島県生涯学習審議会 出席者名簿

1 出席委員（50音順）

- 緒方 恵理子（尾道市向東地区家庭教育支援チーム“親ぢから”代表）
川口 隆 司（認定特定非営利活動法人コミュニティリーダーひゅーる
ぼん理事長）
河内 ひとみ（広島県公民館連合会（大竹市立玖波公民館））
高田 英 弘（広島県都市教育長会（竹原市教育委員会教育長））
立石 克 昭（府中市立府中明郷学園学校運営協議会会長、府中市コミュ
ニティ・スクール連絡協議会会長）
東間 真 緒（NPO法人ママの働き方応援隊広島学級代表）
西上 忠 臣（若者活動スペースちゃんくす代表）
林 孝（広島大学名誉教授）
福永 崇 志（公益財団法人東広島市教育文化振興事業団学び推進本部長）
藤原 みどり（広島県高等学校PTA連合会会長）
前原 有美子（広島県公共図書館協会（福山市中央図書館長））
松田 弥 花（広島大学人間社会科学研究科教育科学専攻准教授）
吉田 美 和（広島県公立学校校長会連合会（竹原市立竹原小学校長））
米田 珠 美（府中町教育委員会委員、府中町立府中南小学校コミュニティ
・スクールサポーター、家庭教育支援チーム「くすのき」
代表）

2 欠席委員（50音順）

- 入江 嘉 則（広島県町村会（神石高原町長））
柄崎 佳 之（一般社団法人広島県保育連盟連合会代表理事会長）
平尾 順 平（特定非営利活動法人ひろしまジン大学代表理事）
宮崎 智 三（株式会社中国新聞社論説委員室特別委員）
村井 由 香（一般社団法人広島県中小企業家同友会副代表理事）
本長 糧 太（広島県議会議員）

3 出席職員

- 江原 透（広島県教育委員会教育次長）
蓮浦 顕 達（広島県教育委員会事務局乳幼児教育・生涯学習担当部長
（兼）参与）
坂光 秀 和（広島県教育委員会事務局学びの変革推進部生涯学習課長
（兼）乳幼児教育支援センター長）
半田 光 紀（広島県教育委員会事務局学びの変革推進部生涯学習課社会
教育監）
里本 佳 子（広島県立図書館長）
瀬山 里 美（広島県立生涯学習センター所長）

令和8年度第1回広島県生涯学習審議会 次第

日時：令和8年5月25日（月）
午後2時～午後4時
場所：広島県庁北館2階 第1会議室

1 開会

教育次長あいさつ

会長あいさつ

2 議事

- ・ 令和8年度社会教育関係団体に対する補助金の交付について
- ・ 障害者の生涯学習の推進について

3 閉会

乳幼児教育・生涯学習担当部長（兼）参与あいさつ

- 尾崎係長： ただいまから、令和8年度第1回広島県生涯学習審議会を開催いたします。
本日は、大変お忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。
本日、司会を務めさせていただきます生涯学習課管理係長の尾崎と申します。どうぞよろしく願いいたします。
開会に当たりまして、広島県教育委員会教育次長の江原から御挨拶申し上げます。
- 江原教育次長： 広島県教育委員会教育次長の江原でございます。令和8年度第1回広島県生涯学習審議会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。
御多用の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、平素より本県教育、とりわけ生涯学習、社会教育の推進につきまして、格別の御理解、御協力を賜り、心から感謝いたしますとともに、厚く御礼を申し上げます。
さて、広島県教育委員会では、次期「広島県 教育に関する大綱」の策定に向けまして、現在、作業を進めていただいているところでございます。委員の皆様方には、昨年度より多角的な視点から御意見を頂戴しておりますことに、改めて感謝申し上げます。
次期大綱の素案では、現大綱同様に、社会教育施設などを拠点として、地域や社会の課題解決などの活動につなぎ、学習機会を確保するとともに、新たに障害のある方の生涯学習の推進に取り組むこととしてございます。
障害のある方の生涯学習の推進につきましては、障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の制定などを踏まえ、国の第3期教育振興基本計画において、教育政策の目標の一つであり、国のみならず、各地方公共団体においても推進をしていくこととなっております。
本日は、県として取り組んでいくべき内容について、一つには関係機関・団体等との連携、一つには「学びの場」の確保、一つには学習を支える人材の育成、この三つの側面から御意見を賜りたいと考えてございます。皆様におかれましては、ぜひとも積極的に忌憚のない御意見をいただけると幸いに存じます。
限られた時間でございますけれども、本日は充実した審議になりますように御協力をお願い申し上げ、簡単でございますが、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。
- 尾崎係長： 続きまして、林会長から御挨拶をお願いしたく存じます。
- 林会長： 林です。昨年度の2月にありました前回の審議会の時には、雪が降って大変な状況がありましたねという話をさせていただきましたが、最近は暑くて大変ですよね。様々な条件の中で物事はいろいろ動いています。以前は雪で大変だったけれども今は暑さで大変といったような状況があることを考えながら動かなきゃいけないのかなと思っております。
本日の会議は、議事が二つあります。一つは、「社会教育関係団体に対する補助金の交付について」です。これについては、社会教育分科会の所掌事項であると承っておりますが、もう一つの議事と併せて、オープンにこのテーマを議論できればいいなと思っております。二つ目は、「障害者の生涯学習の推進について」です。これも、今日こちらに来るときに福永委員と一緒に、斬新なテーマですという話になりました。大事なことだけれども、どういうふうに答えたら、言ったらいいのだろうかと思いつつ来ました。皆にとって大事なテーマがここに集約されているのかなと思いつつ、今日に臨んでいる次第です。そういう意味で、この二つの議題について、オープンに議論できると嬉しいです。本日はどうぞよろしくお願いいたします。
- 尾崎係長： ありがとうございます。
なお、教育次長につきましては、他の公務の都合により、ここで退席させていただきます。よろしく願いいたします。
- 江原教育次長： 失礼いたします。
- 尾崎係長： 続きまして、本日御出席いただいております委員の皆様方の御紹介でございますが、資料二つ目の出席者等名簿及び資料四つ目のプロフィールに代えさせていただきます。
それでは、早速次第に沿って進めさせていただきます。
この後は、広島県生涯学習審議会条例第6条第1項の規定に基づき、議長を林会長にお願いしたいと存じます。
林会長、よろしく願いいたします。
- 林会長： よろしく願いいたします。
それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。

まず、審議会及び分科会の会議の公開について取決めを行いたいと思います。
事務局から説明をお願いいたします。

尾崎係長： 会議の公開の取扱いについて説明をさせていただきます。お手元の参考資料を御覧ください。

広島県生涯学習審議会は、広島県教育委員会が所管する附属機関等の会議の公開に関する規則第2条の規定により、原則、公開するものとなっております。そして、同条第3項の規定により、会議の公開方法や会議を非公開とする場合の決定につきましては、本審議会において決定するものとされております。本審議会では、これまで同条第2項に定める傍聴と議事録の閲覧の両方により公開を行っておりますので、今回も同様の方法による公開を御提案いたします。

ただし、本日は傍聴希望者がありませんので、結果的には議事録の閲覧のみということになります。以上でございます。

林会長： ただいまの事務局からの提案について、特段の御異論がなければ、この方法により本会議を公開することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

林会長： ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

(議事) 令和8年度社会教育関係団体に対する補助金の交付について

林会長： それでは、次第に沿って議事を進めてまいりたいと思います。

まず、次第1、「令和8年度社会教育関係団体に対する補助金の交付について」、事務局から説明をお願いいたします。

尾崎係長： それでは、資料番号1について御説明いたします。

資料の1ページ、1の趣旨にございますとおり、社会教育法第13条の規定により、社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、社会教育委員の会議の意見を聞いて行うとされております。本会議は、広島県社会教育委員分科会も兼ねていることから、議題として提出するものでございます。

2の補助金の概要を御覧ください。今回交付を予定しております成人教育推進費補助金は、社会教育関係団体が社会教育活動を促進する目的をもって実施する事業に要する経費の一部を助成するためのものであります。

対象となる経費につきましては、3の(1)から(5)までの事業を実施するために要する経費でございます。

続きまして、4の令和8年度交付予定額を御覧ください。今年度につきましては、3団体が実施する研修会等に対して計250万円を、また、大会派遣への補助金として1団体へ150万円を交付することとしており、合計400万円の補助金交付を予定しております。

それでは、次に、資料の2ページを御覧ください。各団体の昨年度の事業実績や今年度の事業内容について御説明させていただきます。

まず、広島県PTA連合会でございます。広島県PTA連合会は、県教育委員会が進めております学びの変革の取組への理解の下、子供たちの健全な育成や家庭の教育力向上に向けて、PTA自らが学び高め合うための各種研究会などを実施しておられます。昨年度は、県内小・中学校のPTA会長を対象とした研修会や県内小・中学校のPTA会員を対象とした研究大会を実施され、30万円を補助いたしました。研修の実施等により、PTA活動の意義や今後の円滑な活動の実施について学びを深めるなどの成果が得られています。今年度も会長研修会の実施などにより、学校、家庭、地域をつなぐ存在として、PTA活動の活性化や家庭の教育力の向上につながると期待できることから、引き続き30万円を補助することとしております。

次に、広島県高等学校PTA連合会でございます。資料の3ページを御覧ください。広島県高等学校PTA連合会は、先ほどの広島県PTA連合会と同様に、県教育委員会と連携した県の施策や個別の教育課題などを踏まえた研修などを実施しておられます。昨年度は、PTA会長研修会や広島県高等学校PTA連合会広島県大会の実施、県内先進校の視察、広報紙の発行、各地区連合会研修大会の実施などの事業に対し、190万円を補助いたしました。これらの取組の実施により、家庭の教育力向上やPTA活動の活性

化について議論を深めるなどの成果が得られております。今年度も会長研修会や県大会のほか、各地区連合会単位での研修の実施などにより、県内全域における学校教育・家庭教育の充実、社会教育の振興などが期待できることから、引き続き190万円を補助することとしております。

続きまして、4ページを御覧ください。広島県公民館連合会でございます。広島県公民館連合会は、県内の公民館等が、心豊かで活力ある地域づくり、人づくりの学習拠点として活動できるよう、研修会などを実施しておられます。昨年度は、広島県公民館等職員研修会や広島県公民館大会などを実施され、30万円を補助しました。研修の実施等により、これからの公民館等に求められる役割などについて議論を深めるなどの成果が得られております。今年度も、研修の実施などにより、県内社会教育関係職員の資質や専門性の向上とともに、公民館等の活動活性化への効果も期待できることから、引き続き30万円を補助することとしております。

次に、大会派遣補助金について御説明いたします。5ページを御覧ください。第19回日本スカウトジャンボリー大会でございます。この大会は、4年ごとに全国のボーイスカウトの代表が一堂に集い、7日間のキャンプ生活を通して、集団生活における自立的活動や規律の実践、相互奉仕などを学ぶとともに、他の地域のグループや外国のグループと交流し、相互に学び合うものでございます。本大会へ派遣することで、地域におけるボランティア活動や自然体験活動などの青少年リーダーとなる人材を育成するという点において重要な効果が期待できるものであり、150万円を補助することとしております。

以上が今年度、補助金の交付を予定している事業内容でございます。

なお、昨年度につきましては、先ほど御説明しました継続の3団体に対し、計250万円を補助いたしました。

補助金についての説明は以上でございます。

林 会 長： ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、御意見等がありましたら御発言ください。

川 口 委 員： この提案について反対とか、そういう意図では全くございませんので、その点は伝えた上でお伺いします。交付する団体として、今回、ボーイスカウトさんが入られました。その他の団体については、3年間ずっと同じだったと思うんですが、これは、その他の団体が入っていく余地があるのでしょうか。自治体等によっては幅広く社会教育団体やいろんな団体さんに補助金を交付されるところもあると聞いているんですが、この点、どのような見解なのかなというのを伺います。

尾 崎 係 長： 御質問ありがとうございます。

まず、現状といたしましては、今申し上げた以外の他の団体に対しては、現在、補助を実施しておりません。継続の3団体についてでございますが、この経緯につきましては、過去には、この3団体以外の各種団体に補助をしていた実績はあったんですが、平成18年度に実施された県の事務事業の総点検の中で全庁的な見直しが行われ、教育施策推進上、特に県教委と連携、協働が不可欠な3団体さんに限って補助するという、これを継続するという取扱いとしております。

今申し上げた3団体のうち、PTAとか公民館については、やはり学校や地域において社会教育を行っておられる最前線の団体でございますので、その活動の活性化が社会教育、生涯学習の推進につながっていくことから、県としては、引き続きできる限りの支援を行いたいということで継続しているところでございます。

今回の大会補助につきましては、社会教育関係団体からの要請に基づいて、内容の審査を行って、全国大会、中四国大会等、一定規模の大会に補助を行うということで、4年に一度、このボーイスカウトさんに、派遣費用として補助を行っておるところでございます。

川 口 委 員： はい、分かりました。

林 会 長： その他ございますか。

(な し)

林 会 長： それでは、事務局においては、本日の御意見を参考にいただき、関係団体に対する補助金交付事務を進めていただきたいと思います。

他に御意見等がなければ、以上で議事を終了いたします。

(議事) 障害者の生涯学習の推進について

林 会 長： 続きまして、次第の2です。資料番号の2、「障害者の生涯学習の推進について」に入ります。

こちらについては、事務局からの全体説明後、グループに分かれて協議を行います。グループ協議については、各グループに分かれた後、事務局からの全体説明等を踏まえ、県が今後目指すべき施策や県が行う支援策等について、様々な観点から御意見をいただければと思います。各グループ内には、進行や記録として事務局職員が入っております。委員の皆様は、進行に沿って協議を進めていただければと思います。

なお、協議後、そのグループで出た意見を全体で共有する時間を設けることとしておりますので、そのつもりで協議をまとめていただき、審議会委員の中から代表の方1名に、1グループ当たり3分程度で発表をしていただきますので、その心積もりでお願いいたします。

それでは、今から事務局から説明を行っていただき、その後、グループ協議の会場について御案内申し上げます。よろしく申し上げます。

半田社会教育監： 失礼いたします。生涯学習課社会教育監の半田でございます。

本日のグループ協議の柱としております「障害者の生涯学習の推進について」、説明させていただきます。

まず、障害者の生涯学習を取り巻く国の動向を説明いたします。教育に関する法整備といたしましては、平成18年に教育基本法が改正され、その際、生涯学習の理念、障害者の学習機会の確保、そして基本計画策定の義務などが新たに追加されました。このことを受け、国において、平成20年に、最初の教育振興基本計画が策定されました。この教育振興基本計画というものですが、教育基本法の理念を実現するために、今後どのような教育施策を行い、それをいつまでに達成するのかといった内容が示されたものです。

次に、障害者に関する法整備といたしまして、お手元の資料の3ページ目を御覧ください。障害者権利条約において、障害者の生涯学習の機会を確保することが求められています。また、障害者差別解消法、いわゆる障害を理由とする差別を解消するための措置を定めるものが平成25年に公布されました。これらを踏まえ、先ほど御説明いたしました教育振興基本計画の第3期に、障害者の生涯学習の推進が明記されることとなりました。

資料の3・4ページに掲載しておりますのは、第3期教育振興基本計画における今後5年間の教育政策の概要です。赤で囲っておりますが、4ページの3の(13)に、障害者の生涯学習の推進が位置づけられております。本県におきましても、資料5ページに記載しておりますとおり、広島県障害者プランの中の「生涯を通じた多様な学習活動の充実」といたしまして、障害のある方の生涯学習に係る情報発信や、県立図書館での読書環境の整備などを取組の方向性として掲げております。

資料6ページからは、この情報発信、読書環境の整備といった取組の方向性を受けた現在の本県の取組を御説明いたします。

まず、県教育委員会のホームページにおける「まなびナビひろしま」での情報発信です。このサイトでは、県内で行われている様々な学びに関する情報を提供し、県民の皆様の多様な学習ニーズにお応えできるよう、内容を工夫しています。例えば、障害のある方が学習機会を探される際にも役立てていただけるよう、手話や筆談など、バリアフリー対応がなされている講座等について、そのことを明記しております。

次に、資料7・8ページを御覧ください。こちらは、県立図書館における取組です。下の写真にもありますが、手話によるおはなし会を実施したり、電子図書館サービスにおいて、オーディオブックを本年2月に導入したりいたしました。この他にも、障害のある方が利用しやすい資料を充実させるとともに、国立国会図書館の資料も利用可能としております。また、こうした障害のある方へのサービスを市町立図書館でも実施していただけるよう働きかけてきたところ、昨年度時点で、県内全ての市町立図書館において、サービスが実施される状態となっております。また、県立図書館の障害者サービスを多くの方に御利用いただくため、県立図書館以外の様々な団体と連携をし、イベントなどで情報発信を行うなど、障害のある方の読書環境の整備や理解促進に努めているところです。

続いて、資料9ページです。生涯学習センターでは、市町の生涯学習や社会教育行政

の関係職員などを対象とした研修を実施しております。この基礎研修は、初任者のみならず、新たに生涯学習や社会教育の分野に携わることとなられた課長さんや係長さん、また、公民館の館長に着任された方も受講される研修となっており、例年80名程度受講していただいております。

本研修の中で、障害者の生涯学習に関する現状や課題をお伝えすることで、県全体で障害者の生涯学習に関する意識を高めていきたいと取り組んでおります。こういった内容かと申しますと、例えば、障害を持たれている方の学習機会の充足度、また、関係団体と連携し、持続可能な事業実施体制を整えていること、そして、地域住民の相互の理解が深まるよう、「学びの場」を設けていくということなどをお伝えしております。

それでは、資料11ページ以降で、障害のある方の生涯学習の推進について、本県が今後目指す方向性についてお話をさせていただきます。

先ほど教育次長からもありましたが、現在、策定作業を進めている次期「広島県 教育に関する大綱」、あくまで今は素案段階ですが、この中で、障害のある方が生涯を通じて様々な学習機会が得られるよう、関係機関・団体等と連携し、「学びの場」の確保や、学習を支える人材の育成に努めると明記しております。現行の大綱にこの明記はしておりませんので、新たにこのことについて、今後5年間取り組むために、お手元の資料等にもあります1から3までに掲げる項目の具体を検討していく必要があります。

障害のある方に係る生涯学習の分野においては、お手元の資料には明記しておりませんが、環境のバリア、意識のバリア、情報のバリア、この三つのバリアがあると言われています。例えば、環境のバリアは「学びの場」における施設・設備面に関係するバリアです。意識のバリアは、学習機会を提供する主体者側の障害に対する理解や合理的配慮に関する知識の不十分さによるバリア、そして、情報のバリアは、「学びの場」にたどり着くまでの情報不足であったり、学習の場面自体の情報の保障が不十分であるというバリアです。

この三つのバリアを踏まえて、県として、今後取り組むこととして考えておりますのが、お手元の資料に明記しております三つの項目です。

まず、1点目は、関係機関・団体等との連携です。例えば、広島県社会福祉協議会や県、市町の関係部局と連携をして、県のホームページにその情報を載せて、障害のある方へ、「学びの場」について情報が適切に提供できるような工夫をしていきたいと考えております。

2点目は、「学びの場」の確保です。現在取り組んでいる図書館での取組に加えて、例えば公民館でどのような講座が行われているのかという現状の把握や、他の自治体の優良事例を県内の社会教育施設に紹介することで、学びの場づくりを推進していきたいと考えております。

3点目は、学習を支える人材の育成です。例えば、研修などを通じて、障害者の生涯学習推進に関する基本的な考え方や専門性を身につけた人材を育成し、学びの場づくりを進める中核的な人材を確保していくことなどを考えております。

本日は、この三つの項目に係る御意見を賜りたいという思いから、3グループでの協議とさせていただきます。この後、各グループで、スライドにあります①と②のテーマで御意見を賜りたいと考えております。

これまで県教育委員会といたしましては、障害者の生涯学習の推進に特化して検討したことはありません。また、今後の施策の具体化も、これからという状況です。本日、委員の皆様方から頂戴いたします貴重な御意見、御提言を今後の取組の参考とさせていただきますと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

説明は以上です。

第1会議室の方も会場設営を事務局でさせていただきますので、しばしお待ちください。

(グループ協議)

グループ協議意見概要

林 会 長： 現在、Aグループは整理中ですので、Bグループから発表をお願いします。

西 上 委 員： Bグループは、公民館の方、図書館の館長さん、小学校の校長さん、家庭教育に長けている方、そして、福祉の私という形で、5名の方と県庁の方とでお話をさせていただいています。

協議事項は①、②とありますが、一番大きなところは、当事者の意見をしっかり聞いていくというところでした。図書館や学校、それぞれの施設で特色ある活動をしていいますが、基本的には、普通にいる環境にどうアクセスしやすくするか、それが一番のユニバーサルじゃないかなといった話が出ました。では、そうするにはどうしたらいいのかは、やはり当事者、お子さんのお母さんやお父さん、その他の支援者とかに、直接聞いていくということが必要だと思います。

ハード面は、予算の都合などでまだまだ整っていないところはあります。例えば聴覚過敏の方はイヤーマフをつけていたり、視覚支援の方は眼鏡をかけていたり、最近ではリーディングを助けるようなソフトもあったりするので、そういうハード面が育ってくると、そういう道具を使って補えるからできる、保障されているという、心理的安全性が整うといいのかなと思います。私が中国に行った時に、目的地に行こうとしても行けなくて、途方に暮れたことがありました。誰にも言葉が通じない、誰も自分の話を聞いてくれないのでなかなかどり着かなかったんですが、誰かが聞いてくれると、「実は私…」と言えますが、それと同じで、やはり障害のある方から聞いて、それが叶えられることにより、心理的安全性の確保とかができるというのではと思いました。

あと、学び直しという視点もすごく大切だという話がありました。何か自己実現したい・チャレンジしようと思ってもなかなか踏み出せなかったり、そこにアクセスするにはどうしたらいいか分からなかったりということもあります。最近のデジタルではいろんなツールで、例えば、通信制の高校や大学などは、ある程度オンデマンドで聞いて、具体的などはリアルでやるなど、デジタル機器を使っての対応も考えられます。あと、障害のある方ですと、移動がしづらい方が沢山いらっしゃるので、ある程度デジタル教材などがあると、学び直しが進んでいくのではないかという意見がありました。

ただ、せっかくいろんな取組や情報発信をされていて、その情報を知らないということが大きな課題だという話になりました。ここは、最終的に元に戻るところもありますが、当事者に聞いてみたり、小学校とか小さいお子さんであれば、すごく柔軟にいろんなことを考えられるので、できるだけ小さいときに、手話や視覚障害を体験したり、そういった人たちの話を聞いたりすると、ユニバーサルなデザイン、仕組みができていくのではないかと、という議論になりました。

林 会 長： ありがとうございます。

続きまして、Aグループ、お願いします。

藤 原 委 員： Aグループの県高P連の藤原です。まずは、多様な方がいらっしゃることを幼児期から教育をしていく、それは、障害とか健常だとか、そういうのをなしにして幼少期から当たり前のように一緒になって活動するということが必要ではないかという話が出ました。

また、障害のある方が主体として、学びたいこと、やりたいことだけでなく、自分には〇〇ができるんだという、できることも発信していくことが必要だというお話が印象的でした。

それから、学校教育が終わると、なかなか交流する場がないので、地域で縦の交流をもつなども大事だという意見もございました。関係部局との連携についても、風通しをよくするというのが大事という話が出ました。

これからやっていくことといたしましては、どのような障害があるかで違いますけれども、現在、DX化が進んでおりますので、例えば、言葉を発せない方はパソコンを使って意思を伝えるなど、ネットを使ったことも有効であるという話が出ました。また、先ほど縦の交流と言いましたが、県や企業、教育や地域、医療、そういったところとの関係性をもっとスムーズにするよう、県にはお願いしたいというお話が出ました。また、見えない壁が結構厚いといったことを聞いたので、県、企業、教育、地域、医療、それらの風通しが良くなるよう県教育委員会から発信していただきたいというお話が出ました。

林 会 長： では、Cグループ、お願いします。

福永委員： Cグループです。Cグループは、①と②が混在したような発表になるかもしれませんが、御理解いただければと思います。

まず、川口委員は、まさに子供の発達障害や障害者に携わるお仕事、アートサポートセンターというところで活動をしておられます。その活動を通じて、美術館やアート、文化芸術に触れるということに興味があるけれど、美術館という公的な施設に行く機会、経験がないお子さんもいらっしゃるということでした。そこで、幼少期に、美術館を楽しむモデルプログラムのようなものが県と連携しながらできたらいいよねということをおっしゃっていました。ちなみに、東広島市は、小学校4年生対象に、美術館に年に1回行くような事業に取り組んでいます。もしよろしければ御参考いただければと思います。

緒方委員の場合は、直接障害者と関わるということではないのですが、家庭教育支援チームで取り組まれている中で、発達障害の子供さんをもつ保護者の方といろいろと意見交換をされているようです。お子さんの中で、少し手を上げたりするところがあるけれども、絵を描くのがとても上手な子がいらっしゃる。そういったところを上手く拾い上げて、幼少期の成功体験になれば自己肯定感も育まれるのではないかなど。また、支援者側の皆様方、家庭教育支援チームの皆さん方で、そういったことをいろいろ話し合いながら、切磋琢磨しているということがありました。これも将来的にそういった子供さんが輝ける場があればいいんじゃないかと、そして、対話と経験を行うことで、相互の気付きがあって、それが成長につながるのではないかなどという意見が出ました。

松田委員は、専門領域がまさに障害者に関連しておられたんですけども、スウェーデンを例に挙げてお話いただきました。スウェーデンは、成人障害者にも学校があると。世界ではそういった事例があるんですけど、広島市内にも「あゆみ」というところがありまして、そういった障害者の方の余暇を通じて支援をしているところがありますので、是非そういったところを広く市民の方に知ってもらったらいいいのではないかなどということが意見として出ました。

最後に、県としてどのように取り組んで行くかということなんですけども、そもそも、この「障害」という言葉の定義づけが非常に難しく、身体に不自由とかに限らず、例えば外国籍の方であったり、妊婦さんであったり、こういった生活に不自由な方も含めて、ふさわしい言葉がないかねということで、松田委員にお尋ねしました。なかなかピッタリな言葉を探すのが難しかったですが、インクルーシブやインクルージョンという言葉が出ました。こういうことを通じて、いろんな事例が県内にあると思いますので、ぜひ現場の事例をいろいろ拾い上げ、研修などの機会を通じて事例報告をすれば、全体的に裾野が広がるのではないかなどというところで意見が出ました。以上です。

林会長： ありがとうございます。

皆さんからいろいろ御意見をいただきましたが、共通して出てきたのは、やはり障害のある人に加え、障害のない人も、それを支援する人も当事者ということで考えなくてはいけないのかなどということ、発表を聞きながら思いました。

私は今回Aグループにいましたが、Aグループは「関係団体等との連携」をテーマとして協議しましたが、Bグループでも、当事者の情報をどのように聞き、どう取り上げるのかという話が出ていたので、それをするには、関わる部署全部で、どうやってその情報を聞き、どうつなげて、届けていくのか考えないといけないのかなど。では、その関係部署というのはどこなのかという話になりますが、Aグループの中では、教育だけではなくて福祉も医療も商工労働部などの雇用に関わるようなところなど、その他沢山ある中で、やはり教育、教育委員会の方から風穴を開けて、情報を示して欲しいということが出ました。全部を取りまとめることは難しいかもしれませんが、そういう気付きをずっと与え続けなくてはいけないのかなど私は思います。どこかがこれを行っているからそれでいいんだというのではなくて、それが他の部署とどう関わっているのか、それが一緒になってくると大きいんですね。それぞれが貧弱なままであると、寄せ集まっても貧弱ですけども、それぞれの部がやっていることに対して最善を尽くしているのだったら、それだけで留まると縦割りになってしまっていて届かないですが、その最善を尽くす部分を横串で通してやると、よりよいものができるのかなどというようなことを改めて思いました。

先ほど、Cグループの発表の中でもありましたが、「障害」の理解についてもいろいろあるように感じました。ある一方で見えているものが、ある人にとっては障害であるというふう感じられ、ある人にとっては当然のことであるかもしれない。見え方によっては違っているのかなどという。考えてみると、それぞれの人たちをより分かっていくと

いうことは非常に大事なのかなと。それによって、実際の障害の種別というのが見えてくるように思います。

自分たちの問題は、違う人には違う問題として立ち合わせてるかもしれないと考えてみるということが大事なのかなと。共生という概念になると思うんですが、そう考えると、自分たちだけでやっているのではなくて、自分たちもそうだし、他の人もそうだしという中で、共に動いていくことが大事なのかなと非常に思います。

何を大事にするかということについては、障害者を当事者として考えると、障害があることで困難を抱えているのであれば、それをどうやって見抜いていくのかということも大事なんだろうなと思うんですね。もちろんそれは、障害者自身がそれに気づき、それを言葉にして出していけることが大事なのかなと。言葉に出していけるということは技術が要ることかもしれないですから、それに周りの人が「あなた、こういうことで困ってるんですよ」と気づいて、それを伝えてあげると。そうすると、自分の困り感というものがこれだったのかということも、当事者として分かるのかな。だから、そういう意味での支援者という役割も大事なのかなと思いました。

そう考えていたときに、皆さん方のお話と自分の頭の中で整理したことを合わせていくと、県教委も、この生涯学習をどう進めていくかというときに、インクルーシブの考え方でいくと、基礎的な環境整備というものをどこまでできているのかということも問われると思います。それはハード面だけではなくて、ソフト面でもそういう基礎的な環境整備ということを考えてみる必要があるように思いました。

合理的配慮というのは、まさに個別によって違ってくるわけで、ある人にはもっとやらないと駄目なんじゃないと言われても、ある人にとってはこれで十分ですよというようなこともあるかもしれないし、逆にこれで十分じゃないと言われても、いやいや、このままだと困り感があるんですよという人もいるかもしれない。そういうことを考えると、基礎的環境整備も、もう一度、考えてみなくてはいけないのかなと思いました。

最後にお伝えしたいのが、「共に」ということを大事にしなくてはいけないと思っています。生涯学習そのものを考えたとき、実際には、方法として自発学習とか自己学習とかいうことが基本にありますよね。もう1つ大事なものは、相互学習ということが原理として上げられると思うんですね。そうしたら、「共に」学ぶことも大事にしないといけないのではないかと。生涯学習っていうのは、学習課題が生活から出て、生活のほうに返っていく、そういう性格を持つものだと学んできました。

障害者にとって生涯学習というものは、生活から出発して、生活をよりよくしていくもの、生活の課題というものを解決していくのにどうつながっていくのかっていうものでないといけないのかな。それは、障害者1人では難しいんですよ、実際には。だから、その支援者という意味で、学び、学習を支える人材の育成が非常に大事になってくるんだろうなと思いました。でも、その基本にあるのは、当事者として障害者の思いをどれだけ持ってくるのかということではないのかなと思っています。

実際には当事者として関わり合うということは、分かるということに変わる。関わるから分かる。関わって分かったら、大事だよなと思うだけではなくて、変わるということが大事なのかなと。障害者にとっても、生涯学習を通じて変わっていくし、支援者にとっても、関わることによって分かり、変わるっていうことにつながっていかなくてはならないんじゃないのかなというようにことを改めて思いました。

そういう意味では、障害者だけではなくて、Cグループの発表でも出ましたけれども、外国籍の人、我々が例えば海外へ行って、現地の言葉が喋れなければ、障害のあるのと同じですよ。そうすると、そういう意味で、たくさんの人たちがこの現状をどういうふうに変えていくかという意識で学んでいかななくてはいけない。だから、障害者の生涯学習は、我々全員の生涯学習とつながっているのだということを思わされました。

以上で全ての予定の議事を終了します。皆さん、御協力をありがとうございます。

それでは、事務局にお返しします。

尾崎係長： 林会長、ありがとうございました。

それでは、最後に、乳幼児教育・生涯学習担当部長（兼）参与の蓮浦から、閉会の御挨拶を申し上げます。

蓮浦乳幼児教育・生涯学習担当部長： 教育委員会の乳幼児教育・生涯学習担当部長（兼）参与の蓮浦でございます。

本日、委員の皆様には、大変御多用の中、この審議会に御参加いただくとともに、貴重な御意見、御提言を賜り、誠にありがとうございました。

後半、グループ別でお話いただいたテーマである関係機関・団体との連携、「学びの

場」の確保、それから、学習を支える人材の育成、これは、障害のある方におかれても、生涯にわたって学び続けるための環境づくりを進めていく上で必要不可欠なものであると考えております。ただ、今日、この三つのテーマに分かれてお話をさせていただきましたけれども、これはそれぞれ別々なものではなく、密接に関連しておりますし、立体的、総合的に捉えて取組を進めていくべきものであると考えております。今後、いただいた御意見をどのような形で具体化できるか、少しでも施策を前に進めていけるよう、しっかり検討を進めてまいりたいと思います。

改めまして、林会長をはじめまして、委員の皆様方の御指導に深く感謝いたしますとともに、本県の生涯学習、社会教育の充実に向けて、引き続き御支援を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶といたします。本日はありがとうございました。

尾崎係長： 次回の審議会は、令和9年1月から2月頃に開催してまいりたいと考えております。委員の皆様には、10月下旬頃までに日程調整等の御連絡をさせていただき、開催日が決まり次第、改めて御案内を申し上げます。

次回の審議会においても、委員の皆様から活発な御意見を頂戴し、本県の生涯学習の振興と社会教育行政の充実につなげてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

長時間にわたり、本日は御審議いただきありがとうございました。

以上をもちまして令和8年度第1回広島県生涯学習審議会及び社会教育分科会を終了いたします。ありがとうございました。